

第1号様式(第2条関係)

環境監視計画書

公文書開示請求書

平成22年10月13日

実施機関

様

請求者 住所(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)  
(〒899-4201) 霧島市霧島田口2703-99

氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

フリガナ ナカムラ ミツオ  
中村 満雄

連絡先電話番号 0995 - 64 - 8922

霧島市情報公開条例第4条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示の請求に係る公文書の件名又は内容	霧島市霧島永水トンダに建設中のゴルフ場について、旧霧島町と㈱キリシマは環境保全協定書を結んでおります。第5条1項に記載されている環境監視計画に基づき、実施した環境監視の報告書の全てを開示願います。
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付( <input type="checkbox"/> 郵送希望)
※所管課等	課 グループ(内線 )

注1 該当する項目の□内にレ印を記入してください。

2 ※は、記入しないでください。

開発協定に盛り込まれている工事中断に関する旧霧島町との協議は行われていません。  
ゴルフ場が完成するまでの監督部署は環境林務部・森林整備課・森林保全係です。この部署は工事中断の認識はありません。公的にはゴルフ場建設工事は続行中です。  
よって「工事中断以降の環境監視報告書が存在しない」ことは開発協定書違反です。  
旧霧島町は中断の承諾を与えていません。ゴルフ場建設は続行中であり、環境監視報告書の提出を求めなかった行為は行政の怠慢と見做されます。

霧 産 第 8 1 号  
平成22年10月25日

中村 満雄 様

霧島市長 前田 終止



### 公文書不存在通知書

平成22年10月13日付けで開示請求のあった公文書については、霧島市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり公文書が存在しないので通知します。

公文書が存在しない理由	霧島市霧島永水トンダに建設中のゴルフ場について、環境保全協定に基づく工事中断時までの環境監視報告書は文書保存期間を経過して廃棄されており、工事中断以降の報告書は提出されていないため。
所管課等	霧島総合支所 産業建設課 建設グループ 電話 0995-57-1111 (内線5730)

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して異議申立てをすることができます。